

意見書

平成21年1月30日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 103-0013

とうきょうとちゅうおうくにはんばしにんぎょうちょう ちょうめ

東京都中央区日本橋人形町三丁目10-2
フローラビル 8階

しゃだんほうじん

きょうかい せいさくいいんかい

社団法人テレコムサービス協会 政策委員会

TEL

メールアドレス

「競争セーフガードに基づく検証結果（2008年度）（案）に関する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

- (1) 第一種指定電気通信設備に関する検証
ウ. アンバンドル機能の対象に関する検証
(イ)

NTT東西とのアンバンドル関連の協議は以前から実施しており、今後も継続します。

しかし、この種の協議はなかなか合意を得るにいたらず長期間継続されることが多く、その間にも新たなサービス提供が開始され、実効のある協議ができないことも懸念されます。それを避けるために、NTT東西と接続事業者との協議にオブザーバとして総務省殿に参加していただく、あるいは一定期間ごとに協議の進行状況を総務省殿に報告する場を設ける、などの処置が必要と考えます。

- (3) 指定電気通信設備制度に係る禁止行為規制等の検証
ウ. その他事項
(ア)

F T T Hの屋内（棟内）配線は、事業者変更に伴い、既存配線の撤去・新規配線の施設が必要になることで、既存事業者によるロックイン効果が大きく、F T T H市場において支配的地位にあるNTT東・西が無償などの条件を提示しつつF T T Hを一体で屋内（棟内）配線を提供することは、市場独占を強化する行為であり、公正な競争の排除につながるため問題であると考えます。